第４回千葉県内水面漁場管理委員会 会議次第

期日：令和7年7月31日（木）
午後1時30分から
場所：プラザ菜の花4階「槙」

１　開　　会

２　あいさつ

３　議事録署名人の選出

４　議　　題

（１）ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針について（協議）
（２）うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
（３）うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）
（４）その他

５　そ の 他

６　事務局連絡事項

７　閉　　会

第１号議案

ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針について（協議）

このことについて、令和７年７月１５日付け漁資第３０８号で知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和７年７月３１日

会長　立岡　大助

漁 資 第 ３ ０ ８ 号

令和７年７月１５日

千葉県内水面漁場管理委員会

会長　　立　岡　大　助　　様

千葉県知事　　熊　谷　俊　人

（公印省略）

ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針について（協議）

このことについて、漁業権放棄後に残存するしじみ資源を利用するために、昭和５６年以降毎年行ってきた本採捕の許可について、令和７年９月１日以降は下記の理由により一旦、許可を行わないこととし、採捕許可方針を廃止することとしたいので協議します。

記

・　しじみ資源は極めて低水準に推移しており、過去２０年以上まとまった漁獲がない。
・　許可を受けても漁獲が見込めない中で、毎年の許可更新手続は関係漁業者の負担になっている。

ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針（案）

令和２年１１月２６日制定

（　趣　旨　）

第１条　千葉県内水面におけるしじみ船びき網による採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（令和２年千葉県規則第６１号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この方針の適用範囲は、内共第１０号、第１１号及び第１２号の共同漁業権設定区域とする。

（許可の基準）

第３条　採捕の許可は、１人１件とする。

（採捕の対象者）

第４条　採捕の許可をすることができる者は、次に掲げる漁業協同組合の組合員とする。

佐原漁業協同組合
北総漁業協同組合
笹川漁業協同組合
中利根漁業協同組合
下利根漁業協同組合
銚子市漁業協同組合

（採捕する区域）

第５条　採捕する区域は、次表の左欄に掲げる漁業協同組合の組合員にあっては、それぞれ同表右欄に掲げる区域とする。

漁業協同組合	区　　域
佐原漁業協同組合	内共第１０号の区域
北総漁業協同組合	内共第１１号の区域のうち北総漁業協同組合の地先水域
笹川漁業協同組合	内共第１１号の区域のうち笹川漁業協同組合の地先水域
中利根漁業協同組合	内共第１１号の区域のうち中利根漁業協同組合の地先水域及び内共第１２号の区域
下利根漁業協同組合	内共第１２号の区域
銚子市漁業協同組合	

（採捕する期間）

第６条　採捕する期間は、周年とする。

（許可の有効期間）

第７条　採捕の許可の有効期間は、許可の日から令和７年８月３１日までとする。

（許可の申請）

第８条　採捕の許可を受けようとする者は、規則第３３条第３項の規定による申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）印鑑証明書
（２）漁具の構造及び大きさを表す図面

（３）所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
（４）用船の場合にあっては、用船契約書又は船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑証明書
（５）適格性に関する申立書
（６）その他知事が必要と認める書類

（　条　件　）
第９条　採捕の許可に付する条件は、採捕の種類、採捕する区域及び期間のほか、次のとおりとする。
（１）採捕中漁船の見やすいところに、許可番号を記入した標識（２０センチメートル四方以上）を表示しなければならない。
（２）漁業調整上等の必要により、知事が指示した場合には直ちに採捕を中止し、知事の指示に従わなければならない。

（漁獲成績報告書）
第１０条　採捕の許可を受けた者は、許可の有効期間中の漁獲成績を別紙様式により、許可の有効期間終了後１箇月以内に、所属漁業協同組合を経由して知事に報告しなければならない。

（試験研究等の適用除外）
第１１条　この方針は、試験研究又は教育実習のための採捕許可に関する取扱いについては適用しない。

附　　則
１　この方針は、令和２年１２月１日から施行する。
２　ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針（昭和５６年８月１０日施行。以下「旧方針」という。）は、令和２年１１月３０日限りで廃止する。ただし、旧方針第７条の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

附　　則
この方針は、令和３年８月３日から施行する。

附　　則
この方針は、令和４年７月８日から施行する。

附　　則
この方針は、令和５年８月２日から施行する。

附　　則
この方針は、令和６年８月９日から施行する。

附　　則
この方針は、令和７年８月３１日限りで廃止する。

（別記様式）

ひき網（しじみ船びき網）による漁獲成績報告書（　　年　　月～　　年　　月）

令和　　年　　月　　日

千葉県知事　　様

住所

氏名

許可番号	船　　名	漁船登録番号	総トン数
第　　号	丸	CB　－	トン

月	操業日数（日）	漁獲量（kg）	漁獲金額（千円）	操　業　場　所
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
計				

上記の報告に相違ないことを証明いたします。

漁業協同組合　代表理事組合長

（備考）

この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針　新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
附　　則 この方針は、令和７年８月３１日限りで廃止する。	

第２号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

このことについて、令和７年７月８日付け漁資第２９１号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和７年７月３１日

会長　立岡　大助

漁資第２９１号

千葉県内水面漁場管理委員会　様

うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

うなぎ稚魚漁業につき、制限措置、許可を申請すべき期間、許可の基準及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第３項及び第４６条第２項の規定により諮問します。

令和７年７月８日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

（公印省略）

記

１　制限措置

別紙１のとおり

２　許可を申請すべき期間

令和７年９月１６日から１０月１５日まで

３　許可の有効期間

許可の日から令和８年４月３０日まで

（別紙１）

うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容

その１

（１）漁業種類　かぐら網漁業（利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。）

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	共同漁業権内共第１１号及び内共第１２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域（規則第３６条第２項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４人
2	共同漁業権内共第１２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯３５度４４分９秒東経１４０度４９分３６秒の点及び北緯３５度４４分２０秒東経１４０度４９分３８秒の点の見通し線と北緯３５度４５分１５秒東経１４０度４７分１６秒の点及び北緯３５度４５分２１秒東経１４０度４７分２４秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯３５度４４分９秒東経１４０度４９分３６秒の	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４６人

	点、北緯３５度４４分２０秒東経１４０度４９分３８秒の点、北緯３５度４４分２５秒東経１４０度４９分１秒の点、北緯３５度４４分３７秒東経１４０度４８分３５秒の点、北緯３５度４４分５２秒東経１４０度４８分８秒の点、北緯３５度４５分２１秒東経１４０度４７分２４秒の点及び北緯３５度４５分１５秒東経１４０度４７分１６秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）		

その２

（１）漁業種類　ふくろ網漁業

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	７人
2	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流	３人

		通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	

その３

（１）漁業種類　ひき網漁業

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
１	利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市との境界までの利根川（千葉県水域（規則第３６条第２項に定める区域を除く。）に限る。）並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３人

その４

（１）漁業種類　すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
１	共同漁業権内共第１１号及び内共第１２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域（規則第３６条第２項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	２０人

	同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域		
2	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から５００メートルまでの水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１２９人
3	清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	長生郡白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０７人
4	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１７０人
5	横渚橋下流端から４０メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条大橋下流端から３２０メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流の待崎川並びに鴨川市及び南房総市（旧白浜町、旧千倉町、旧丸山	鴨川市又は南房総市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	７６人

	町及び旧和田町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域		
6	小櫃堰から小櫃橋下流端までの小櫃川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	木更津市、君津市又は袖ケ浦市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	２８人
7	五井大橋下流端から下流の養老川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	市原市又は夷隅郡大多喜町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	５人
8	共同漁業権共第５７号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第５６号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０人
9	共同漁業権共第５４号、共第５５号及び共第５６号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	９４人
10	共同漁業権共第５０号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から	いすみ市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもと	８人

	半径３００メートル以内の水域	で販売するものと認められる者	
11	共同漁業権共第５２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、長生村若しくは白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３７人
12	共同漁業権共第４０号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	鴨川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３５人
13	駒込堰から下流の新川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	６０人
14	加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	８８人
15	大中堰から下流の作田川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	東金市若しくは山武市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１１８人
16	小沼田堰から下流の真亀川の水域及び当該河川の河口の中心点から	東金市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町内に	５２人

	半径３００メートル以内の海域	住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
17	殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	大網白里市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３０人
18	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１９人
19	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４５人
20	小糸川人見堰から下流の小糸川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	君津市又は富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	９人
21	亥鼻橋下流端から下流の印旛放水路の水域	千葉市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	５人
22	館山市内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０人

23	旭市及び匝瑳市（旧野栄町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びに当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	７８人
24	富津市富津の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０人
25	富津市青木又は同市西川の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３人
26	共同漁業権共第５７号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち基点北２２号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１１人
27	吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４人

その５

（１）漁業種類　すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業を除く。）

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	共同漁業権内共第１２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯３５度４４分９秒東経１４０度４９分３６秒の点及び北緯３５度４４分２０秒東経１４０度４９分３８秒の点の見通し線と北緯３５度４５分１５秒東経１４０度４７分１６秒の点及び北緯３５度４５分２１秒東経１４０度４７分２４秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯３５度４４分９秒東経１４０度４９分３６秒の点、北緯３５度４４分２０秒東経１４０度４９分３８秒の点、北緯３５度４４分２５秒東経１４０度４９分１秒の点、北緯３５度４４分３７秒東経１４０度４８分３５秒の点、北緯３５度４４分５２秒東経１４０度４８分８秒の点、北緯３５度４５分２１秒東経１４０度４７分２４秒の点及び北緯３５度４５分１５秒東経１４０度４７分１６秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１人
2	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を	１人

	橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
３	市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第１１号（令和５年９月１日東京都知事免許）の漁場の区域（市川市地先の千葉県水域に限る。）及び市川市内の水路の水域	市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	５人
４	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１人

第３号議案

うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）

このことについて、令和７年７月８日付け漁資第２９１号で知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和７年７月３１日

会長　立岡　大助

漁資第２９１号
令和７年７月８日

千葉県内水面漁場管理委員会
会長　　立　岡　大　助　様

千葉県知事　熊　谷　俊　人
（公印省略）

うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）

令和７年１２月１日以降の本漁業の許可については、別添方針（案）により取り扱いたいので協議します。

【添付資料】
・うなぎ稚魚漁業の許可方針（案）
・新旧対照表
・うなぎ稚魚漁業の概要
・うなぎ稚魚漁業許可件数、漁獲実績

うなぎ稚魚漁業の許可方針（案）

令和５年９月 19 日制定

（趣旨）

第１　千葉県におけるうなぎ稚魚漁業（千葉県漁業調整規則（令和２年千葉県規則第 61 号。以下「規則」という。）第４条第１項第 20 号に掲げるうなぎ稚魚漁業をいう。）の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可をすべき漁業者の数の考え方）

第２　次の（１）の数から（２）の数を差し引いた数に（３）の数を加えた数を漁業種類及び操業区域ごとに定める。

（１）前回許可の有効期間の満了日の許可の数

（２）廃業見込みの数

（３）新規希望の数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の数に限る。）

２　許可の有効期間の途中においては、原則として新たな許可をするための追加的な公示は行わないものとする。

３　第１項の規定に関わらず、許可をすべき漁業者の数については、別表１の人数を上限とする。

（新規の許可に係る制限措置）

第３　規則第 11 条第１項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（１）漁業種類　別表１のとおり

なお、別表１におけるすくい網とは、たも網及びさ手網を総称したものをいう。

（２）許可をすべき漁業者の数　第２の考え方に基づき都度定める。

（３）操業区域　別表１の区域に包含される区域を都度定める。

（４）漁業時期　12 月１日から翌年４月 30 日までの期間中で都度定める。

（５）漁業を営む者の資格　別表１のとおり

（許可の申請期間）

第４　規則第 11 条第１項の規定による許可を申請すべき期間は、同条第２項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可の条件）

第５　当該漁業の許可に当たっては、規則第 13 条第１項の規定により、別表２の条件を付けるものとする。

（新規の許可に係る許可の基準）

第６　第３に定めて公示した漁業者の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第７項の規定により、次の各号の順に優先順位を設け、許可をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

（１）前回許可の有効期間の満了日に許可を有していた者（以下「実績者」という。）が、当該漁業の許可の申請をした場合

（２）地域漁業の維持・発展に資するため、実績者との調整が図られており、知事が適当と認めた場合

（３）（１）、（２）以外の場合であって、申請した操業区域において、１年に 30 日以上漁業を営む者が申請した場合

（４）（１）～（３）以外の場合

（許可についての適格性に係る船舶等の基準）

第７ 規則第 10 条第１項第５号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。

定めなし

（許可の有効期間）

第８　当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第２項の規定を踏まえ、都度定める。

（変更の許可）

第９　規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第 10　当該漁業は規則第 14 条第１項第３号に規定する承継許可の対象とならない。

（許可の申請）

第 11　当該漁業の許可を受けようとする者は、規則第８条第１項の規定による申請書のほか、同条第２項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

（１）申請理由書

（２）年間操業計画書

（３）印鑑証明書

（４）用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書

（５）適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを漁業協同組合又は県が別に定める基準に適合した種鰻採捕組合（以下「組合等」という。）が確認し、（７）の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）

（６）採捕したうなぎ稚魚の販売先に関する誓約書

（７）組合等の組合員にあっては、所属組合の長の副申書

（８）組合等の組合員にあっては、所属組合の養殖用うなぎ種苗の採捕に関する規程

（９）組合等の組合員にあっては、所属組合の総会議事録
（10）千葉県しらすうなぎ需給委員会の長の副申書
（11）その他、知事が特に必要と認めた書類
２　組合等の長は、第１項第７号の副申をするときは、組合等に所属する申請者の名簿を添付するものとする。

（資源管理の状況等の報告）
第 12　当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、漁業時期終了後２ヶ月以内に資源管理の状況等を別記様式第１号により知事に報告しなければならない。
２　当該漁業の許可を受けた者は、漁獲量、漁獲金額及び出荷先を、許可期間中毎月２回（15 日及び月末現在）上半期分をその月の 22 日まで、下半期分を翌月の７日までに所属組合等を経由する等して、別記様式第１号により知事に報告するものとする。

附 則
１　この方針は、令和５年 12 月１日から施行する。
２　千葉県養殖用うなぎ種苗特別採捕許可方針（令和４年９月 21 日施行）は、令和５年 11 月 30 日限りで廃止する。
３　令和６年８月 27 日一部改正
４　令和７年●月●日一部改正

別表１

漁業種類		操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数の上限
かぐら網漁業（利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。）	1	共同漁業権内共第11号及び内共第12号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域（規則第36条第２項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	12人
	2	共同漁業権内共第12号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点及び北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点の見通し線と北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の点及び北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点、北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点、北緯35度44分25秒東経140度49分1秒の点、北緯35度44分37秒東経140度48分35秒の点、北緯35度44分52秒東経140度48分8秒の点、北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点及び北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	62人

ふくろ網漁業	1	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	8 人
	2	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	3 人
ひき網漁業	1	利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市との境界までの利根川（千葉県水域（規則第 36 条第２項に定める区域を除く。）に限る。）並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5 人
すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る又は船舶を使用しないで行う漁業を除く。）	1	共同漁業権内共第11号及び内共第12 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域（規則第 36 条第２項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	21 人
	2	共同漁業権内共第 12 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯 35 度 44 分 9 秒東経 140 度 49 分 36 秒の点及び北緯 35 度 44 分 20 秒東経 140 度 49 分 38 秒の点の見通し線と北緯 35 度 45 分 15 秒東経 140 度 47 分 16 秒の点及び北緯 35 度 45 分 21 秒東経 140 度 47 分 24 秒の点の見通し線に挟まれた水域に	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	1 人

		あっては、北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点、北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点、北緯35度44分25秒東経140度49分1秒の点、北緯35度44分37秒東経140度48分35秒の点、北緯35度44分52秒東経140度48分8秒の点、北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点及び北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）		
	3	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から500メートルまでの水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	129人
	4	清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	長生郡白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	107人
	5	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	171人
	6	横渚橋下流端から40メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条	鴨川市又は南房総市内に住所を有し、かつ、採捕	76人

		大橋下流端から 320 メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流の待崎川並びに鴨川市及び南房総市（旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町及び旧和田町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
	7	小櫃堰から小櫃橋下流端までの小櫃川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	木更津市、君津市又は袖ケ浦市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	31 人
	8	五井大橋下流端から下流の養老川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	市原市又は夷隅郡大多喜町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5 人
	9	市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第 11 号（令和５年９月１日東京都知事免許）の漁場の区域（市川市地先の千葉県水域に限る。）及び市川市内の水路の水域	市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5 人
	10	共同漁業権共第 57 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第 56 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	10 人
	11	共同漁業権共第 54 号、共第 55 号及び共第 56 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300	旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流	94 人

		メートル以内の水域	通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
	12	共同漁業権共第 50 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	いすみ市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	８人
	13	共同漁業権共第 52 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、長生村若しくは白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	37 人
	14	共同漁業権共第 40 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	鴨川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	35 人
	15	駒込堰から下流の新川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	60 人
	16	加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	94 人
	17	大中堰から下流の作田川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	東金市若しくは山武市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	125 人

	18	小沼田堰から下流の真亀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	東金市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	52 人
	19	殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	大網白里市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	30 人
	20	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	19 人
	21	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	46 人
	22	小糸川人見堰から下流の小糸川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域並びに新富水路	君津市又は富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	9 人
	23	亥鼻橋下流端から下流の印旛放水路の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	千葉市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5 人
	24	館山市内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	10 人

	25	旭市及び匝瑳市（旧野栄町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域並びに当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	78 人
	26	富津市富津の区域内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	10 人
	27	富津市青木又は同市西川の区域内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３人
	28	共同漁業権共第 57 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち基点北22号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	11 人
	29	吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４人

別表２

漁業種類	操業する水面	条件
かぐら網漁業(利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。)	内水面	(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) 船舶を用いて操業する者は、操業中使用する船舶の見やすいところに標識（別記様式第３号）を表示しなければならない。 (3) 前号の標識のほかに、操業中漁具の見やすいところに標識（別記様式第４号）を表示しなければならない。 (4) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (5) 操業に使用する漁具はかぐら網２統以内とする。 (6) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、許可１件につき下記のとおりとする。 ・30 キログラムを超えて漁獲してはならない。 (7) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。
ふくろ網漁業		(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) 船舶を用いて操業する者は、操業中使用する船舶の見やすいところに標識（別記様式第３号）を表示しなければならない。 (3) 前号の標識のほかに、操業中漁具の見やすいところに標識（別記様式第４号）を表示しなければならない。 (4) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (5) 操業に使用する漁具はふくろ網１統とする。 (6) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、別表１の操業区域ごとに許可１件につき下記のとおりとする。 ・操業区域１　３キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域２　１キログラムを超えて漁獲してはならない。 (7) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。

ひき網漁業		(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) 船舶を用いて操業する者は、操業中使用する船舶の見やすいところに標識（別記様式第３号）を表示しなければならない。 (3) 使用する船舶は、夜間航行の灯火が整備された船舶とする。 (4) 使用することができる漁具は、開口部の大きさが横 4.5 メートル、縦 1.5 メートル以内とする。 (5) 日の出から日没までは操業してはならない。 (6) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (7) 操業に使用する漁具は、ひき網１統とする。 (8) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、許可１件につき下記のとおりとする。 ・10 キログラムを超えて漁獲してはならない。 (9) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (10) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。
すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業を除く。）	内水面又は内水面及び海面	(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) 船舶を用いて操業する者は、操業中使用する船舶の見やすいところに標識（別記様式第３号）を表示しなければならない。 (3) 海面においては、船舶を使用して操業してはならない。 (4) すくい網に車輪又は滑走具をつけて操業してはならない。 (5) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (6) 操業に使用する漁具は、すくい網１統とする。 (7) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、別表１の操業区域ごとに許可１件につき下記のとおりとする。 ・操業区域１，２，24　５キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域３，５～７，10～19, 25, 27～29　２キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域４　1.7 キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域８，９，20, 21, 23　１キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域 22　1.8 キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域 26　４キログラムを超えて漁獲してはならない。 (8) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (9) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。

すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）	内水面、海面、又はその両方	(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) すくい網に車輪又は滑走具をつけて操業してはならない。 (3) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (4) 操業に使用する漁具は、すくい網１統とする。 (5) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、別表１の操業区域ごとに許可１件につき下記のとおりとする。 ・操業区域１，２,24　５キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域３，５～７,10～19,25,27～29　２キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域４　1.7キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域８，９,20,21,23　１キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域22　1.8キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域26　４キログラムを超えて漁獲してはならない。 (6) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。

別記
様式第１号　　令和　　年　　月　　日

千葉県知事　　様

住所
組合
組合長

うなぎ稚魚漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

当組合関係のうなぎ稚魚漁業に係る令和　　年　　月　　半期の実績は、別紙のとおりですので報告します。

（別紙内容）
１　報告期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
２　資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
３　漁業生産の実績等

漁法	許可番号	氏名	船名 漁船登録番号	内訳	月 日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計	操業日数	操業区域
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
		合計																				
		金額																				

（注）①報告期間中の出荷先については、枠外に記入可能。
（例）１者の場合：出荷先は、全て●●　●●
複数者の場合：出荷先はＡ●●　●●、Ｂ■■　■■　Ｃ▲▲　▲▲

②期間毎に出荷先が１つの場合は、枠外に記載可能。
（例）○月○日～○月□日の出荷先は全て●●　●●
○月■日～○月▲日の出荷先は全て■■　■■

③出荷先が複数の場合は、出荷先毎に複数枚に分けて提出可能。

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することの同意を得ていることを申し添えます。

別記

様式第２号

標　　章

令和　　年度

備考

①　縦 10 センチメートル以上、横 25 センチメートル以上の腕章とする。

②　標章の左側を袋状にし、許可証を入れて提示する。

③　年度は、「許可の有効期間」の最初の年度を記入する。
（年度の記入は、以下様式第３号、第４号も同じ）

様式第３号

船舶の標識

令和　　年度
う　な　ぎ　稚　魚　漁　業
（　漁　　具　）　　第　　号

組合等の組合員にあっては、
組合名　　氏　　名

25 センチメートル以上

35 センチメートル以上

様式第４号

漁具の標識

令和　　年度
う　な　ぎ　稚　魚　漁　業
漁　具　　第　　号
組合等の組合員にあっては、
組合名　　氏　　名

60 センチメートル以上

20 センチメートル以上

うなぎ稚魚漁業の許可方針　新旧対照表

新（改　正　案）	旧（改　正　前）
第１～第 12　（略）	第１～第 12　（略）
附 則 １～３　（略） ４　令和７年●月●日一部改正	附 則 １～３　（略）
別表１　（略） 別表２　（略）	別表１　（略） 別表２　（略）
別記 様式第１号　（略）	別記 様式第１号　（略）
様式第２号 標　　章 令和　　年度	様式第２号 標　　章 令和　　年度

備考 ①　縦10センチメートル以上、横25センチメートル以上の腕章とする。 ②　標章の左側を袋状にし、許可証を入れて提示する。 ③　年度は、「許可の有効期間」の最初の年度を記入する。 （年度の記入は、以下様式第３号、第４号も同じ） 様式第４号　（略） 様式第５号　（略）	備考 ①　縦10センチメートル以上、横25センチメートル以上のピンク地の腕章とする。 ②　標章の左側を袋状にし、許可証を入れて提示する。 ③　年度は、「許可の有効期間」の最初の年度を記入する。 （年度の記入は、以下様式第３号、第４号も同じ） 様式第４号　（略） 様式第５号　（略）

うなぎ稚魚漁業の概要

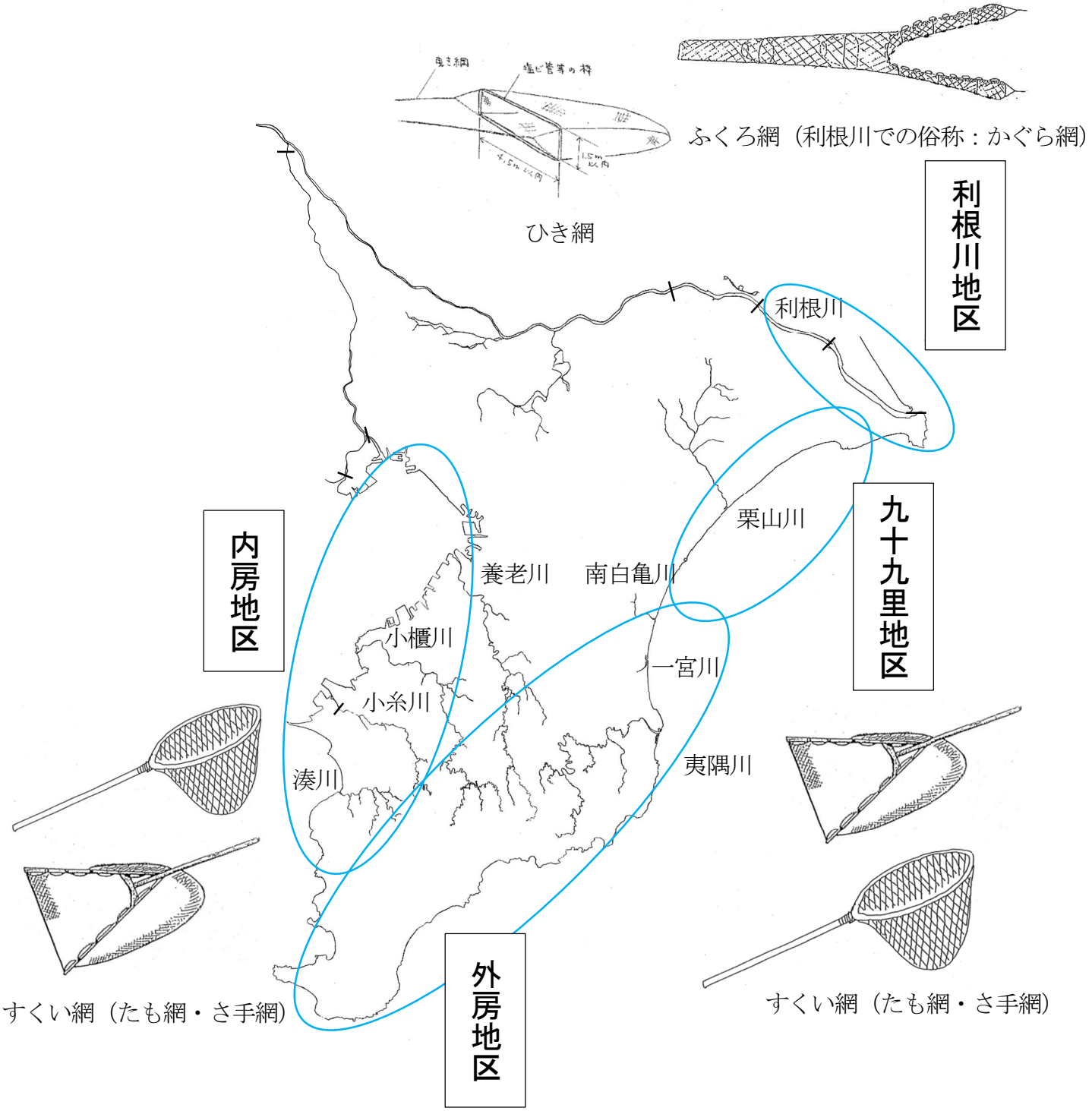
ふくろ網（利根川での俗称：かぐら網）
ひき網
利根川地区
利根川
栗山川
九十九里地区
内房地区
養老川
南白亀川
小櫃川
一宮川
小糸川
湊川
夷隅川
外房地区
すくい網（たも網・さ手網）
すくい網（たも網・さ手網）

うなぎ稚魚漁業の許可件数及び漁獲成績

	R６			R5		
	許可件数	漁獲量（kg）	漁獲金額（千円）	許可件数	漁獲量（kg）	漁獲金額（千円）
利根川地区	95	998	484,536	97	266	587,425
九十九里地区	662	711	286,871	658	230	498,121
外房地区	510	478	229,008	510	150	316,674
内湾地区	69	97	26,676	69	11	21,895
合計	1,336	2,283	1,027,090	1,334	657	1,424,115
前年との比較		347%	72%			